（削る）

（登録の申請書の記載事項等）

第五条　（略）

2　法第七条第一項第八号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　申請農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロに該当する場合には、次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

ホ　商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）

ヘ・ト　（略）

3　法第七条第一項第九号の農林水産省令で定める事項は、同条第二項の規定により登録の申請書に添付すべき書類の目録とする。

4　登録の申請書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

（登録の申請書に添付する書類）

第六条　法第七条第二項第三号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二　（略）

三　登録を受けようとする団体が外国の団体である場合には、第一条の二第二号の請求に応じることを誓約する書面

四～六　（略）

（書面の用語等）

第五条　登録の申請に関する書面は、次項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。ただし、生産者団体の名称及び住所、代表者（法人でない生産者団体にあっては、その代表者又は管理人）の氏名並びに農林水産物等の名称については、外国語を用いることができる。

2　委任状その他の書面であって、外国語で書いたものには、その翻訳文を添付しなければならない。

（申請書の記載事項等）

第六条　（略）

2　法第七条第一項第八号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　申請農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロに該当する場合には、次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

ホ　商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日

ヘ・ト　（略）

3　法第七条第一項第九号の農林水産省令で定める事項は、同条第二項の規定により申請書に添付すべき書類の目録とする。

4　申請書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

（申請書に添付する書類）

第七条　法第七条第二項第三号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二　（略）

三　登録を受けようとする団体が外国の団体である場合には、第一条第二号の請求に応じることを誓約する書面

四～六　（略）

七　申請農林水産物等が特定農林水産物等であることを証明する書類

八　申請農林水産物等の写真（電磁的方法で記録されたものを含む。）

九　（略）

十　その他申請農林水産物等が特定農林水産物等であることを証明するもの

（登録の申請に係る公示事項）

第七条　法第七条第四項の農林水産省令で定める事項は、申請番号及び申請の年月日とする。

（補正の様式）

第七条の二　法第七条の二第一項の規定による補正は、別記様式第一号の二によりしなければならない。

（公表の方法）

第七条の三　法第八条第二項の規定による公表は、農林水産省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（学識経験者からの意見聴取）

第九条　農林水産大臣は、法第十一条第一項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次条第一項の学識経験者の名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（学識経験者の名簿）

第十条　（略）

2　前項の名簿の有効期間は、当該名簿を公表した日から二年とする。

3　第一項の名簿は、これを変更することができる。この場合においては、変更後の名簿の有効期間は、前項の規定にかかわらず、変更前の名簿の有効期間が満了する日までの期間とする。

（再公示等）

第十一条　農林水産大臣は、法第八条第一項の規定による公示をした後当該公示に係る登録の申請について登録又は登録の拒否をするまでの間において、登録の申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の内容に実質的な変更があったときは、改めて法第七条の二から第九条まで及び第十一条の規定による手続を行わなければならない。

七　申請農林水産物等が特定農林水産物等であることを証明する書類（録音又は録画をしたものを含む。）

八　申請農林水産物等の写真

九　（略）

（新設）

（新設）

（学識経験者からの意見聴取）

第九条　農林水産大臣は、法第十一条第一項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次条の学識経験者の名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（学識経験者の名簿）

第十条　（略）

（新設）

（再公示等）

第十一条　農林水産大臣は、法第八条第一項の規定による公示をした後当該公示に係る登録の申請について登録又は登録の拒否をするまでの間において、申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の内容に実質的な変更があったときは、改めて同条、法第九条及び第十一条の規定による手続を行わなければならない。